

令和6年度 第3回 苫小牧警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和7年1月30日(木) 午後3時30分から午後5時10分までの間
開 催 場 所	苫小牧警察署 大会議室
出 席 者	<p>協議会委員 8名(定員12名)</p> <p>会 長 池 淵 雅 宏 (議 長)</p> <p>副 会 長 三 宅 文 秀</p> <p>委 員 青 山 直 樹</p> <p>森 本 恭 行</p> <p>岡 部 温 子</p> <p>国 安 健 二</p> <p>野 宮 誠</p> <p>松 井 慶 子</p> <hr/> <p>警 察 署 員 7名</p> <p>署 長 葛 西 浩 司</p> <p>副 署 長 大 釜 寛 貴</p> <p>地 域 官 村 津 伸</p> <p>交 通 官 上 月 英 司</p> <p>警務官兼警務課長 大 賀 光一郎</p> <p>事 務 局 警務課警務係長</p> <p>警務課犯罪被害者支援係主任</p>
開 催 状 況	
<p>1 会長挨拶</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 苫小牧警察署の業務推進状況及び活動状況の紹介</p> <p>(1) 業務推進状況</p> <p>(2) 防犯アプリ「ほくとポリス」</p> <p>(3) 署員活動状況</p> <p>4 協 議</p> <p>(1) 苫小牧警察署管内の事件発生状況について</p> <p>【委員の要望・意見】</p> <p>ニュース等で、闇バイトによる犯罪や高級車を狙った盗難が多発していると報道されているが、苫小牧署管内では、同様の窃盗事件は発生しているのか。発生地区や件数、防止対策等について問う。</p>	

【警察説明】

現在、警察では、闇バイトによる犯罪対策を重要課題として取り組んでいる。

高額報酬に目がくらみ、安易な気持ちで闇バイトに応募すると、犯罪に加担するばかりか大きなリスクを伴うため、闇バイトの危険性に加え、万が一、闇バイトに募集してしまった場合でも、勇気をもって警察に相談する呼び掛けを実施している。

当署管内では、近年、高級車を狙った組織的窃盗事件は認知していないが、昨年中、自動車盗の発生件数は5件で、うち1件が未遂である。

高級車と呼ばれる被害車両はなく、長期間放置された車両が3台、軽貨物車が2台となっており、発生地区別では苫小牧市内が4件、むかわ地区が1件となる。

今述べた長期放置車両3台を窃取した事件では、被疑者2名を逮捕している。

防犯対策は、有料アラーム機器等を設置することが有効であるが、それ以外では

- ① コンビニ等に立ち寄った際、車から離れる場合は、短時間でもエンジンを切り施錠する。

暖気状態にする場合でも、エンジンキーを付けたままの暖気は控え、ハンドロックとスタータの利用をお願いします。

- ② 車を盗みにくい環境下に置く。

誰もが見やすく見通しの良い駐車場や、施錠した車庫内に駐車をしたり、センサーライトなどの設置も有効となる。

車内にバッグや財布等の貴重品を置かないようお願いします。

(2) 苫小牧東港から勇払に至る道路での照明設備について

【委員の要望・意見】

道内観光で訪れた旅行者が、勇払地区のライダーハウスへ向かう際、道路照明がなく不安という話が出ており、フェリーターミナル東港から勇払に向かう道路の一部区間において、照明設備がないのは何故か。

【警察説明】

ご意見のあった道路は、苫小牧港北側の東西に延びる約2km区間で、同区間は、周囲に建物や街路灯がほとんどないため夜間は暗い状況となり、案内標識や目印になるものもないことから、旅行者がバイクや車を運転する際は、不安と危険を感じる場合もあるかと思われる。

道路照明の設置基準は国交省の基準を各道路管理者が準拠しており、大きく分類すると

- ・ 一般道路と高速道路では基準が違う。
- ・ トンネル照明は、トンネル規格によって詳細な基準がある。
- ・ 一般道路では、連続照明と局部照明に大別。
- ・ 連続照明は、車両や歩行者の交通量が多いところに設置するのが望ましい。
- ・ 局部照明は安全に配慮すべき場所に設置するのが望ましい。

といった内容になっており、ご意見の区間では、橋梁部分には街路灯があり、幅員が変更になり中央分離帯が始まる場所にも街路灯がある状況となっているが、局所的なものであるため、区間全体としては、ほぼ照明はない状況となっている。

夜間の通行車両は少なく、歩道やカーブ等もないため、連続照明は設置していないのが実情である。

新型コロナ禍が終わり道内旅行者が増加するとともに、フェリーターミナル東港

の利用者も徐々に増加している中、近年ではデータセンターが建設されたり、旅行者に限らず、フェリーターミナルの利用方法も多様化していることから、警察から道路管理者に対し、道路中央線や視線誘導標の設置、中央分離帯への標識設置、交差点への街路灯設置などを案として要請したい。

(3) 日本における外国人の自動車運転について

【委員の要望・意見】

先日、外国人も日本で免許を取得すれば車を運転できる。ホテルの滞在証明があれば、免許を取得出来るなどとテレビ放送されていた。

日本人は、自動車学校でルール等を学び、試験を受けて免許を取得するが、外国人の場合は、自国とは運転する車線が違う、標識も違う、それによって、違反や事故を起こしやすいのではと感じたので、日本での外国人運転対策について問う。

【警察説明】

ア 自国で取得した外国免許を日本の免許に切り替えることを「外免切替」という。要件としては

- ・ 自国の免許が有効。
- ・ 当該免許を取得してからその国に通算3か月以上の滞在実績が必要。

となり、日本での切替え時は、書類審査、技能審査、学科審査となるが、出身国によっては技能試験と学科試験が免除される。

この申請や審査手続は、運転免許試験場でしかできず、場所によっては人数制限があるため、試験場に外国人の行列ができる状況が報道されている。

審査が比較的簡単であるため、日本の交通ルールを知らない外国人が安易に日本の免許を取得しているのではないかと。ホテル等に短期滞在している旅行者がホテルを住所地として取得しているのではないかとといったことが問題視されて報道されており、ジュネーブ条約非加盟国の外国人が国際免許を取得するために利用しているといった報道もされている。

手続の大前提として、自国の運転免許を取得している人が対象であり、ホテル等の滞在先については、日本人を含めた海外からの一時帰国者が住所地をすることを制度的に認めているので、外免切替が直ちに日本の交通情勢に影響を与えるとは言い難く、既に滞在先の確認・証明を厳格化しており、手続も予約制にするなど不備の是正や混雑の緩和も実施している。

日本と外国の交通ルールの差異として、大きく一つ目は、通行方法が挙げられ、日本は左側通行となるが、世界的には右側通行が多く、左側通行はイギリス、右側通行はフランスを手本にしていると言われている。

二つ目は、指示・規制標識の違いで、例示すると一時停止や右折禁止があるが、優先関係が逆転するような違いはなく、その他では踏切の一時停止は世界的には不要である方が大勢となっている。

イ 日本での外国人運転者対策

運転免許関係では、増加する外国人労働者等に対応するため、多言語化や切替制度の厳格な運用等が情勢に応じながら変化していくと思われる。

交通ルール関係では、道路標識への英語併記や図案化が進むと思われ、交通違反・事故防止関係では、事故原因に応じた対策が必要と考える。

当署管内では、昨年中、人身交通事故448件のうち3件が外国人の第一当事者事故で、国別では、中国、パキスタン、ミャンマーの各1人、旅行者ではなく、

在留資格を持った者となっている。

事故の直接原因が、外国人であることに起因するとは言い難い状況であるが、ひとつでもそこに原因があれば対策が必要であると考えます。当署としてはレンタカー会社を中心にチラシを配付し、外国人観光客に交通ルールの周知を図ったり、大学の留学生や外国人技能実習生を対象に広報活動などを実施しています。

(3) 街頭活動を実施している関係団体への声掛けについて

【委員の要望・意見】

ボランティアとして、登下校の時間帯、子供の見守り活動を実施している。

以前は、活動中のパトカーから、警察官の声掛けがあったものの、最近では、パトカーの姿は見るが声を掛けられることが少なくなった。

警察官から声を掛けられると、見守り活動をしている人達にとって、強い励みになる。

【警察説明】

制服警察官の街頭活動を強化するとともに、交差点や通学路等で、交通安全・見守り活動をしている関係団体の方々には、積極的な声掛けを徹底する。

5 次回（令和7年度第1回）の開催予定
令和7年6月頃を予定